

一般社団法人 岩の力学連合会 基金管理・運用規程

(総則)

第1条 この規程は、定款第56条に基づいて基金の管理・運用について定める。

(規程の変更)

第2条 この規程の変更には、理事会の承認を要する。

(財産の種別)

第3条 この法人の設立時に承継した財産を基本財産と運用財産に分ける。

- 2 基本財産とは随意に処分することの出来ない財産であり、社員総会の議を経てその一部に限り処分または担保に供することができる。
- 3 運用財産とは基本財産以外の資産であり、本会の事業遂行に要する経費に支弁できるものである。

(基金の種別)

第4条 運用財産を国際会議準備基金と創造的提案推進事業基金に分ける。

- 2 国際会議準備基金は、岩の力学等の国際的な振興と交流を図るため、国際会議の企画、主催、共催・後援、参加ならびに ISRM の NG グループとしての会務などの活動を支援するものとする。
- 3 創造的提案推進事業基金は、岩の力学等に関する国内研究活動の相互連絡・交流を図るための活動を支援するものとする。

(基金の管理)

第5条 基金は一般会計とは分けて管理し、定時社員総会において収支報告を行う。

- 2 基金の管理者は理事会が指名する。
- 3 基金管理者は理事会の求めがあった場合には速やかに基金の運用状況を理事会に報告しなければならない。

(基金の運用)

第6条 基金は、その目的に従って計画的な取り崩しにより事業の実施に充当するものとする。

- 2 基金の取り崩し額は予算に計上し、理事会の承認を経なければならない。
- 3 基金を充当した事業で得られた運用益は、理事会の承認を得て基金全額を消費する年度において元の基金に繰り入れる。
- 4 一般会計の剰余金の一部を理事会の承認を得て基金に繰り入れることができる。
- 5 事業の実施上やむを得ない事由により、予算に計上した計画的な取り崩し額を超えて基金および運用益の全部又は一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(寄附の受入れ)

第7条 寄附金を本会に寄附しようとする者は別紙様式による申込書を提出する。

- 2 申込書は理事会で審査し，受入れの可否を決定した上で申込者に通知する。
- 3 受け入れられた寄附金は理事会の審査に基づいて基金に繰り入れる。

(基金の募集)

- 第8条 定款第 56 条に基づいて募集された基金は理事会の承認を得て基金に繰り入れる。
- 2 基金を返還する場合は，返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会で承認し，返還額については社員総会の決議を経るものとする。

(附則)

- 第9条 この規程は 2012 年 10 月 4 日より施行する。

(2012 年 10 月 4 日 理事会承認)

別紙様式（第7条関係）

平成 年 月 日

一般社団法人 岩の力学連合会 理事長 殿

寄付者 住所

氏名

印

下記のとおり寄付します。

記

寄付金額	金 円
寄付の目的	
寄付の条件	
その他	

以上